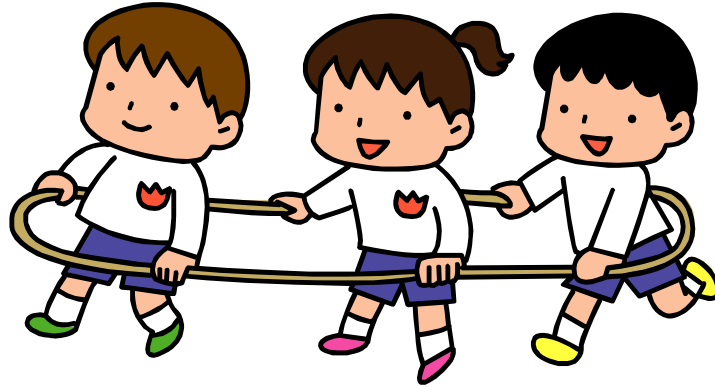


平成28年度保育施設等利用案内

平成28年度からの保育施設等の利用についてのご案内です。
内容をよくご確認のうえお申し込みください。



【申込手続き等のお問い合わせ先】

- ・ 仙台市青葉区役所 家庭健康課子供家庭係
〒980-8701 青葉区上杉一丁目5番1号 TEL (代)225-7211 (内6763)
- ・ 仙台市宮城野区役所 家庭健康課子供家庭係
〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12番35号 TEL (代)291-2111 (内6763)
- ・ 仙台市若林区役所 家庭健康課子供家庭係
〒984-8601 若林区保春院前丁3番地の1 TEL (代)282-1111 (内6763)
- ・ 仙台市太白区役所 家庭健康課子供家庭係
〒982-8601 太白区長町南三丁目1番15号 TEL (代)247-1111 (内6763)
- ・ 仙台市泉区役所 家庭健康課子供家庭係
〒981-3189 泉区泉中央二丁目1番地の1 TEL (代)372-3111 (内6763)

【各保育施設等の情報】

- ・ 各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課の窓口で、保育利用対象となる仙台市内の各保育施設等の詳しい情報（施設等の状況・保育日課・年間行事・受入れ月齢・位置図など）を記載した一覧簿を閲覧できます。
- ・ 下記ホームページでも、各保育施設等の詳細情報を参照することができます。

仙台市ホームページ くらしのガイド「子育て」

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/index.html>

- ・ 保育施設等の見学については、直接各施設等にご相談ください。

【その他の保育施設等の情報(参考)】

申込対象の保育施設等の他にも、せんだい保育室や認可外保育施設などがあります。また、幼稚園においても預かり保育を行っております。詳しくは、上記ホームページ「くらしのガイド「子育て」」をご覧ください。

1. 申込の対象となる保育施設等

仙台市内で保育利用の対象となるのは、保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業、及び事業所内保育事業（地域枠）、です。それぞれの施設等の特徴や受け入れできる年齢などは、各施設等により異なります。詳しくは「保育利用対象施設等一覧」にてご確認ください。

各施設等の利用を希望する場合は、事前に見学などを行い、通園可能かどうか、施設等での生活・保育方針、及び給食におけるアレルギーへの対応についてご確認のうえ、お申し込みください。

- ※ 3歳以上のお子さんで認定こども園の幼稚園部分の利用を希望される場合は、直接各施設等にお申し込みください。
- ※ 里帰り出産など、他市町村での保育施設等の利用を希望される方は、広域入所の対象となる場合がありますので、お住まいの区の区役所家庭健康課へご相談ください。
- ※ 保育所、認定こども園（保育所部分）は小学校就学前まで、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）は3才に到達した年の年度末まで利用できます。（各施設等によって上記の利用可能期間とは異なる場合があります。詳しくは「保育利用対象施設等一覧」をご覧ください。）

2. 保育の必要性の認定

対象の保育施設等を利用するには、保育を必要とする認定（以下「保育認定」という）を受けただけで必要があります。仙台市内に住んでいて、お子さんの父母が次のいずれかの事情で保育ができない場合には保育認定を受けることができ、認定を受けた場合には仙台市から「支給認定証」が交付されます。

（1）保育認定の事由

1. 1か月に64時間以上就労している場合。（自営業、夜間勤務、内職等を含む）
 - ※ 育児休業中の場合、保育施設等の利用開始後2か月以内に復職する場合のみ対象となります。
 - ※ 無収入で就労と認められない場合は対象になりません。（例 ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など）
2. 妊娠中または出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合。
 - ※ 保育認定期間は、産前産後各8週間以内の必要な期間のみとなります。
3. 病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合。
4. 家庭内の親族を常に介護している場合。
5. 火災、風水害、震災等の災害にあい、復旧にあっている場合。
6. 求職活動中である場合。（保育施設等の利用開始後に求職活動を始める場合を含む）
 - ※ 保育認定期間は3か月までとなります。就労の開始により、認定期間が延長されます。
7. 1か月に64時間以上就学している場合。（学生、職業訓練など）
8. その他、上記に類する場合で、どうしてもお子さんの保育ができない場合。

【ご注意】

- ・ 保育認定を受けた後、または保育施設等の利用を開始した後であっても、上記の要件に該当しなくなった場合は、保育施設等の利用ができなくなります。

（2）保育の必要量（保育を必要とする時間）

保育認定を受ける場合、就労時間や通勤時間などをふまえた保育を必要とする時間数に応じて、保育の必要量（保育を必要とする時間）の認定を受けることとなります。

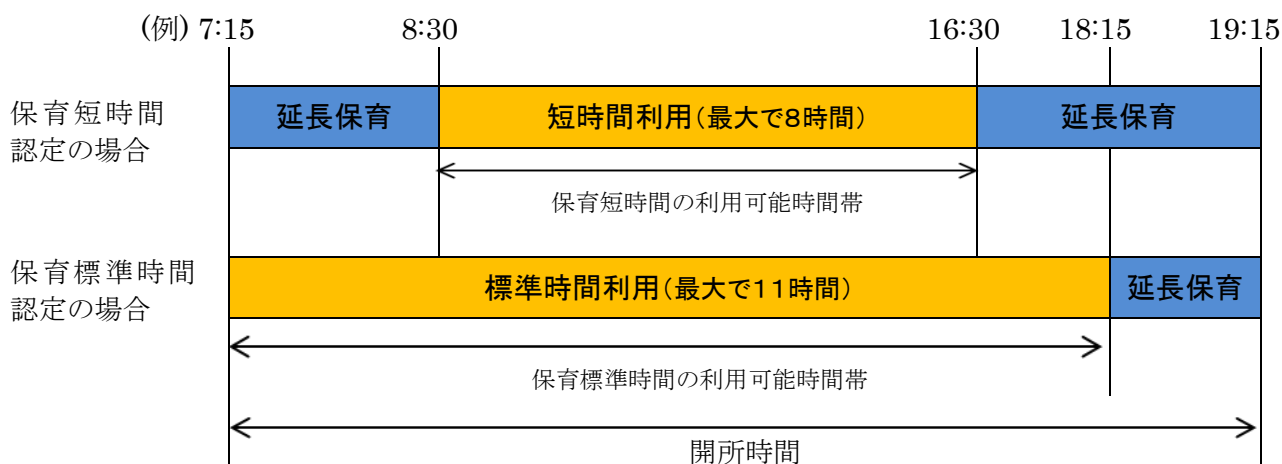
保育の必要量には「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2種類があり、それぞれの家庭における保育を必要とする時間数を考慮し、仙台市で決定します。

各施設等において保育標準時間の時間帯（最大で11時間）と保育短時間の時間帯（最大で

8時間)が設定されていますので、これらの時間帯の中で就労状況等に応じて利用することが基本となります。

各保育施設等の保育利用可能時間帯は、それぞれの保育施設等によって異なります。詳しくは「保育利用対象施設等一覧」をご覧ください。

【利用時間の考え方】※記載時間は公立保育所の場合の例です。設定時間は各施設等により異なります。



- ※ 各施設等において設定された時間帯の中で、就労状況等に応じて利用することが基本となります。
- ※ 登園時から8時間または11時間は追加の料金なしで利用できるということではありません。
- ※ それぞれの時間帯を超えて利用する場合は延長保育となり、延長保育料をご負担いただきます。

3. 利用者負担額（保育料）

(1) 利用者負担額（保育料）の決定方法

保育施設等を利用する際の保育料は、別紙の利用者負担額表に定められた金額となります。この保育料は、入所児童の父母及び同居の祖父母等（家計の主宰者である場合に限り）の市町村民税額の合計によって決定されます。なお、保育料を決定する際の市町村民税の額は、配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除・外国税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除等の適用を受ける前の金額となります。

※ 平成28年4～8月分の保育料は平成27年度の市町村民税によって、平成28年9月～平成29年3月分の保育料は平成28年度の市町村民税によって決定されます。

※ 税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高階層の金額に決定されます。

※ 災害にあった場合、失業した場合（自己都合の退職を除く）、税法上の寡婦（夫）控除を受けていない未婚のひとり親世帯である場合、その他特別の理由により特に必要があると認められる場合には、保育料の減免を受けられる場合があります。

(2) 利用者負担額（保育料）の納付について

【保育所】

毎月の保育料は口座振替により納付していただきます。保育料の納付期限（口座振替日）は、各月の月末（土日祝日の場合は翌営業日）です。

【認定こども園・家庭的保育事業(保育ママ)・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)】

保育料は各施設等に直接お支払いいただきます。

※ 施設等によっては、保育料の他に費用が発生する場合があります。詳細については各施設等に直接お問い合わせください。

※ 保育料は、保育士等の人件費、児童の給食費、施設の管理費などにあてられています。

これらの費用を維持するためにも、保育料は必ず納付期限内に納めてください。期限内に納付が無い場合、給料・預貯金・不動産等の財産について調査し、差押等の処分を行うことがあります。

4. 申込と利用までのながれ

(1) 申込先と受付期間

第1希望の保育施設等が所在する区の区役所家庭健康課で随時受け付けています。また、青葉区役所管内の保育施設等については宮城総合支所保健福祉課でも受付を行っていますが、審査等は青葉区役所家庭健康課で行います。

※ 締切日までに書類が不足している場合は受付できません。また、希望施設等の追加や変更がある場合も、締切日までにご連絡ください。

【平成28年4月1日付入所の申込期間】

平成28年4月1日付入所の一斉申込における受付期間は**平成27年11月9日（月）から平成27年12月9日（水）まで**です。お申し込み忘れのないようご注意ください。

【年度途中からの利用の申込締切日】

年度途中からの利用希望の場合は、以下の申込締切日までにお申し込みください。

- ・各月1日付利用開始の場合（4月1日を除く）・・・前月の5日まで
- ・各月16日付利用開始の場合・・・・・・・・・・前月の20日まで

※ 土日祝日の場合は前開庁日が申込締切日となります。

(2) 申込方法

「支給認定申請書兼保育施設等利用申込書」に記入のうえ、申込に必要な書類を添付してご提出ください。なお、申込書を提出していただく際には、保育認定および利用施設等の調整の参考とするため家庭の状況等をお聞きしますので、必ず保護者の方がお越しください。

(3) 申込に必要な書類（申込書の添付書類）

申込には、保育を必要とすることを証明する書類・家庭状況及びお子さんの状況を確認する書類・課税状況を確認する書類が必要です。必要な書類は家庭状況により異なります。詳しくは8ページをご覧ください。

【ご注意】

- ・保育を必要とすることを証明する書類は、父母の分を提出いただくことが基本となります（同居の親族の分の書類を提出しなくても保育認定の申請はできます）。ただし、65歳未満の同居の祖父母の分の書類の提出がない場合は、希望する保育施設等の利用調整で優先度が低くなります。
- ・住民票上、世帯分離をしていますが、同じ家屋に居住している場合は同居とみなします。
- ・保育施設等の利用開始後も、保育を必要とする状況を確認するため、定期的に証明書類等の提出をしていただきます。
- ・勤務証明書の内容について勤務先に確認する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・単身赴任等で父と母が別居していても、申込に必要な書類は父母それぞれについて必要です。また、保育料も父母の市町村民税額の合計で算定されます。

5. 申込内容に変更があった場合

申込書や添付書類の内容（住所、就労状況、家庭状況等）に変更があった場合は、申込をした区役所家庭健康課まで連絡してください。なお、新たに勤務先が決まった場合や勤務先が変更になった場合には勤務証明書を提出してください。利用調整後、申込内容と実際の家庭状況や保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、内定が取り消しとなる場合があります。

また、**利用希望施設等を取り下げる場合や希望を変更する場合も、必ず連絡してください。**

※ 保育施設等の利用開始後も住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合は直ちに家庭状況等変更届と必要書類を保育施設等に提出してください。

6. 利用の優先基準

各保育施設等において利用可能数を超える申込があった場合は、保育を必要とする程度の高いお子さんから優先的に利用決定を行います。利用の優先度は以下の基準に基づいて、保育を必要とする程度や家庭状況を指数化し、決定します。

(1) 保育利用の優先順位に関する基準指数

父母の保育を必要とする状況を、その頻度や時間等に応じて指数化したものです。

基準指数は児童の父母それぞれについて10点を上限として計算します。

保 護 者 の 状 況				基準指数	
被 雇 用 者 ※月64時間以上就労していることが要件となります。	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	10	
			6時間以上	9	
			5時間以上	8	
			4時間以上	7	
			4時間未満	6	
	週4日就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	8	
			6時間以上	7	
			5時間以上	6	
			4時間以上	5	
	週3日以下就労 (不規則の場合は月15日以下)	1日の 就労時間	7時間以上	6	
6時間以上			5		
月64時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない				4	
自 営 業 ※月64時間以上就労していることが要件となります。	事業主	1日の 就労時間	7時間以上	9	
			6時間以上	8	
			5時間以上	7	
			4時間以上	6	
			4時間未満	5	
	週4日就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	7	
			6時間以上	6	
			5時間以上	5	
			週3日以下就労 (不規則の場合は月15日以下)		
	月64時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない				4
	専従者 (注1)	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日の 就労時間	7時間以上	8
				6時間以上	7
				5時間以上	6
4時間以上				5	
週4日就労 (不規則の場合は月16日以上)		1日の 就労時間	7時間以上	6	
	6時間以上		5		
月64時間以上就労しているが、就労日数または1日の就労時間が上記に満たない				4	
加 点 (注2)	常時危険物(大型機械・劇薬・火気・刃物等)を取り扱うなど、就労形態上、就労時間中の保育ができない場合			2	
	事業所が居宅と同じ敷地内または隣接地でない場所にある場合(外勤等も含む)			1	
内 職 (平均月収が5万円を超える場合は、自営業の専従者の項目を適用します) ※月64時間以上従事していることが要件となります。				4	
出 産 (出産予定日の前後各8週間以内)				8	

保 護 者 の 状 況				基準指数
疾 病 等	入 院	1 か月以上		10
		2 週間を超え、1 か月未満		8
	通 院	週 4 日以上		6
	自 宅 療 養	常時伏臥、感染症等		10
		上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要な場合		8
		一般療養（運動、外出等が制限されているが、身の回りのことは自分でできる場合）		6
	障 害	介護を要する（概ね 1、2 級または A 判定程度）		10
		保育に支障がある（概ね 3 級または B 判定程度）		7
		上記以外で必要と思われるもの（4 級以下）		4
自宅看護・介護、 通院、施設通所、入院の付添い ※月 64 時間以上従事していることが要件となります。		週 5 日 以上	1 日の所要時間が 7 時間以上	10
			1 日の所要時間が 4 時間以上	7
		週 4 日 以下	1 日の所要時間が 7 時間以上	8
			1 日の所要時間が 4 時間以上	5
		月 64 時間以上の看護・介護を行っているが、1 日の従事時間が上記に満たない		4
災害等（火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合）				10
求職中				3
学 校、職 業 訓 練 学 校 等 へ の 通 学 ※月 64 時間以上就学していることが要件となります。	週 5 日 以上 就 学 (不規則の場合は月 20 日以上)	1 日 の 就 学 時 間	7 時間以上	9
			6 時間以上	8
			5 時間以上	7
			4 時間以上	6
			4 時間未満	5
	週 4 日 就 学 (不規則の場合は月 16 日以上)	1 日 の 就 学 時 間	7 時間以上	7
			6 時間以上	6
			5 時間以上	5
	週 3 日 以下 就 学 (不規則の場合は月 15 日以下)	1 日 の 就 学 時 間	7 時間以上	5
			月 64 時間以上就学しているが、1 日の就学時間が上記に満たない	
親不在（死亡、離婚、単身赴任、行方不明、拘禁等）				10
その他（上記各項目に類する状況と認められる場合）				3～10

注 1：父母が同じ自営業の場合は、1 人を専従者とみなします。

注 2：自営業者の就労形態等により加点します。ただし、加点後の指数は、被雇用者の就労日数及び就労時間に対する基準指数を限度とします。

※ 就労時間等が不規則な場合は、その平均を基本とします。

(2) 児童の家庭の状況等に関する調整指数

児童の家庭の経済状況や保育支援状況等に応じ、基準指数に加算・減算するための指数です。

児 童 の 家 庭 の 状 況 等		調整指数
低所得世帯	生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯	2
	経済的に特に困窮していると認められる世帯	4
保育の必要な児童と同居している 65 歳未満の祖父母が保育に協力可能な場合		- 1
ひとり親（母子家庭、父子家庭、またはそれに類する場合）		3
兄弟姉妹の入所 (利用希望日時点において兄弟姉妹が保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業を利用している場合、または同時に利用を申し込んでいる場合)		3

児 童 の 家 庭 の 状 況 等	調整指数
育児休業取得のため退所した児童の再申込	4
主たる生計維持者である保護者（注3）が、倒産、リストラ等の事由により日々求職活動をしている場合（事由発生日から6か月以内）	2
3歳未満児専用保育所または連携施設のない（連携施設を利用できない場合を含む）地域型保育事業の卒園児が、3歳に到達した年度の次の4月1日から引き続き保育利用を希望する場合	10
虐待のおそれがある等、特別な事情により加算調整が必要と認められる場合	1～10

注3：ひとり親世帯の保護者または一方の保護者が被扶養者（控除対象配偶者等）である世帯における他方の保護者。

※「低所得世帯」の2項目の重複適用はできません。

※「兄弟姉妹の居所」と「育児休業取得のため退所した児童の再申込」の重複適用はできません。

※市町村民税の課税状況が確認できない場合は低所得世帯の適用はありません。

（3）指数同点の場合の利用調整順位

基準指数と調整指数との合計が同点となった場合に、優先順位を判定するための基準です。

1	基準指数の合計が高い場合
2	調整指数における「低所得世帯」への加算が適用される場合（加算が4点の世帯はさらに優先）
3	両親またはその一方が単身赴任等で不在の世帯（調整指数における、「ひとり親」の加算が適用される世帯を除く）
4	就労等をしており、認可外保育施設、一時預かり等をすでに利用している場合
5	同一年度内の利用調整において、利用のあっせんを受けた希望施設等の利用を辞退したことがない場合（家庭状況の変化等のやむを得ない事情による辞退を除く）
6	世帯の合計所得金額が低い場合

※世帯の合計所得金額が確認できない場合は、調整順位は下位となります。

また、以下に掲げる項目に該当する場合は、他の児童とは区分して利用調整を行います。

- ・障害児等保育の対象となる児童の利用調整
- ・新たに新制度の保育利用の対象となる施設等の在園児が引き続き在園中の施設等の利用を希望する場合
- ・認定こども園における1号から2号への変更

7. 保育施設等での生活について

◎保育施設等の利用時間について

- ・保育施設等の利用に際しては、保護者の就労（通勤や残業の時間を含みます。）や疾病等の実態をふまえ、保育を必要とする時間帯にお子さんをお預かりすることが原則となります。
- ・各ご家庭での送り迎えの時間は、保育施設等の利用開始に先立ち、勤務時間や通勤時間等に応じて、利用する施設等とご相談いただくこととなります。

◎通常保育に慣れるまで

保育所などの施設等は集団生活の場です。集団生活に入る子ども達にとって生活環境の変化は、肉体的、精神的に大きな影響を与えることとなります。そのため、利用初日からの1日保育は難しい場合もありますので、少しずつ保育時間を延長し、その後1日保育となります。（個人差がありますので、1日保育となるまでの期間はお子さんの状況によって異なります。）

◎保育施設等をお休みするとき

私的理由により長期欠席する場合については、その期間の保育料をお支払いいただきます。
また、保育施設等を利用中に2か月を超えて長期欠席する場合は原則退所となります。

◎クラス編成

クラス編成は各施設等で決定します。年齢別とは限らず、混合クラスの場合もあります。

《申込に必要な書類》

※兄弟姉妹同時申込の場合、1及び3の添付書類については1組ずつの提出で構いません。

※家庭の状況に応じて必要書類が異なります。事前に区役所に提出書類の確認をしてください。

※同居の祖父母等については、住民票上世帯分離をしていますが、同じ家屋に居住している場合は同居とみなします。

※必要書類のうち(*)は指定様式です。区役所窓口または仙台市ホームページから入手してください。
http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/1215094_1663.html

(1) 保育を必要とすることを証明する書類

65歳未満の祖父母が同居している場合は、父母の分に加えて、祖父母の分の書類についてもご提出ください。(提出がなくても申込はできますが、希望する保育施設等の利用調整において優先度が低くなります。)

- | |
|---|
| (1) お勤めの方(利用希望日までの就職内定者を含む)・・・勤務証明書(*) (父・母・祖父・祖母) |
| (2) 自営業(商業、農業)の方・・・・・・・・・・事業状況申告(証明)書(*) (父・母・祖父・祖母) |
| (3) 妊娠中または出産後間がない方・・・母子手帳の写し(母の氏名・出産予定日の記載があるもの) (母) |
| (4) 病気、けが、精神もしくは身体に障害を有している方
・・・・・・・・・・診断書または障害者手帳等の写し (父・母・祖父・祖母) |
| (5) 家庭内の親族を常に介護している方・・・診断書または介護保険証等の写し
及び介護・看護状況申告書(*) (父・母・祖父・祖母) |
| (6) 求職活動中の方・・・・・・・・・・求職活動状況申告書(*) (父・母・祖父・祖母) |
| (7) 就学している方・・・・・・・・・・在学証明書等及び就学状況申告書(*) (父・母・祖父・祖母) |
| (8) その他どうしてもお子さんを保育できない方・・・() (父・母・祖父・祖母) |

(2) 家庭及び申込児童の状況確認のための書類

- ・家庭状況等申告書(*)
- ・健康保険証等、児童の生年月日を確認できる書類(申込時点で仙台市に住民登録がない方のみ)
- ・児童扶養手当証書又は戸籍の全部事項証明書等(ひとり親の場合のみ)

(3) 利用調整及び利用者負担額(保育料)決定のための書類

児童の父母および同居の祖父母等のものを提出してください。(課税証明書等は65歳以上の祖父母等の分も必要です。)

- | |
|---|
| (1) 生活保護受給中の方・・・・・・・・・・生活保護費支給票の写し等 |
| (2) 仙台市から市民税の決定を受けている方・・・・・・・・・・不要 |
| (3) 仙台市から市民税の決定を受けていない方(市外からの転入・単身赴任等) |
| ①平成28年4～8月分の保育料決定に必要な書類(a～cのいずれかを提出してください。) |
| a 平成27年度(平成26年分)市県民税(非)課税証明書(*) (父・母・祖父・祖母) |
| b 平成27年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書【会社員等】 (父・母・祖父・祖母) |
| c 平成27年度市民税・県民税課税明細書【自営業等】 (父・母・祖父・祖母) |
| ②平成28年9月～平成29年3月分の保育料決定に必要な書類(a～cのいずれかを提出してください。) |
| ※提出は6月以降です。 |
| a 平成28年度(平成27年分)市県民税(非)課税証明書(*) (父・母・祖父・祖母) |
| b 平成28年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書【会社員等】 (父・母・祖父・祖母) |
| c 平成28年度市民税・県民税課税明細書【自営業等】 (父・母・祖父・祖母) |
| ※(非)課税証明書は各年の1月1日に住民登録をしていた市町村で発行されます。 |
| ※いずれの証明書も、 <u>所得額・控除額・課税額が記載されたもの</u> をご提出ください。 |

※平成28年9月1日以降の入所希望の方、利用待機となり9月1日以降も入所希望される方は、6月以降に上記②の書類を提出していただきます。

※ひとり親世帯、並びに障害者手帳等の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯については、上記のことを証明するものを提出すると保育料が減免になることがあります。詳しくは利用者負担額表(注6)をご確認ください。